持 分 証 明 書

${今日,jpera}

発明に関する特許を受ける権利の持分を${今日,jpera}に下記の通り定めたことに相違ありません。

１．出願番号 　 ${出願番号}

　　出願日 　 　${出願日}

発明の名称　${タイトル}

２．持分

${出願人ブロック}

　　住所又は居所　　${出願人住所}

　　氏名又は名称　　${出願人}

代表者 　　${出願人代表者}　　印

権利持分 　　${権利持分}

${/出願人ブロック}